

土地所有と民族問題 ——農地改革から考える——

安岡健一

はじめに—「戦後70年」

本稿では、近代日本における土地所有と民族問題の関係について考えてみたい。この二つを結びつけて考える手がかりとして、戦後日本における農地改革を取りあげる¹⁾。議論に先立ち、本稿の由来が連続講座の一部であったことに鑑みて、まず「70年目の戦後史再考」という全体テーマに対して自分が考えるところを述べておきたい。

2015年はアジア・太平洋戦争の終結から70年にあたる年であり、夏をピークに「あの戦争」への関心が著しく高まった。当時私が在籍していた飯田市歴史研究所（長野県）でも、あの戦争とは何だったのかをめぐって、地域住民や地元のメディアと協力してさまざまな新しい資料を発掘・整理し、戦争経験者による証言を記録した²⁾。しかし、単に70周年という、まとまった時の経過を記念するタイミングだっただけでなく、2015年は、日本の安全保障をめぐる非常に大きな論争、社会的な抗争があった年でもあった。全国各地で人びとが街頭にでて声をあげ、作り出されたうねりは国会議事堂前へと連なり、政権に対する抗議の意志が可視化された。2011年以後の原発事故を巡る運動の延長線上に生じたこの時間は、現代史において一つの画期となるのだろうか。それは今後の社会のゆくすえによって決まってくる。

この時間は単に日本の将来をめぐる争いの時間であっただけではなく、戦後に新しくできた法や制度、そして人びとがつくり上げてきたこの社会とは一体何だったのかをめぐって議論が交わされたときでもあった。未来をめぐる確執のなかで過去が参照される社会的な躍動を見つめる過程で、日本の戦後社会におきた変化の意義を、大きな枠組みのなかで検証し、より多くの人びととともに戦後史像を作り上げていく必要性を痛感した。今日はその試みとして、農地改革という戦後改革の中でも最も重大な改革の一つである政策を、これまでとは違う角度から見直すことに取り組んでみたい。

個別具体的な話に入る前に、土地所有に関する問題を取り上げる視座について補足する。明治以来の近代化によって、土地は商品となってゆく。その歴史は同時に、商品化された土地を所有する権利を誰が持つ資格があるのか、すなわち「権利を持つ権利」をめぐる争いの歴史でもあった。例えば、日本国籍保持者であれば土地を所有できるが、外国人には土地が所有できないといった場合に典型的であるが、ある権利を共有する範囲が社会の表面に問題として浮上してくる時代とは、常に「われわれ」とは誰か、あるいはこの（権利を共有しない）他者とは一体誰かという文化的な意味での自他認識が表出する時代でもあった。

その歴史をたどってみると、開国期の居留地の設定にはじまり、「内地雑居」を経て³⁾、植民

地支配の開始という領有範囲の暴力的拡張過程と並行した外国人の土地所有権の法制化をめぐる議論があり、対外関係においてはアメリカ合衆国での外国人の土地所有権をめぐる確執等に際しても、絶えず自他の境界をめぐる論争がなされてきた。

これは戦前で終わった議論ではない。現在でも激しい情動を噴出させる問題である。例えば対馬の土地が外国人に買われているとか、水源が外国の資本に買収されているとかいった、われわれの土地がよそ者に買われているという認識が、ある人びとを刺激して引き起こすエモーショナルな反応は、21世紀を迎えた今日、いよいよ激しくなっている。いま、中東からの難民に代表されるように膨大な人の移動をいかに受け止めるかが世界的に問われている。その問いは単なる国境管理の問題にとどまらず、いかに人は社会に根付くことができるかという点まで深められねばならない。人が場に根付くあり方は多様であるが、その一つの経路は「所有」である。ここが、土地所有とナショナリズムが交差する点なのだ⁴⁾。先に見たような情念の動きを引き起こすのは、土地が単なる商品ではなく、人びとの社会関係に深く、多義的に結び付いていたからである。カール・ポラニーの表現を借りれば、土地は、「人間生活に安定性を与えるものである。すなわち、居住の場であり、肉体的安全のための一条件であり、風景であり、四季である」⁵⁾。

つぎに、農地改革について簡単に確認をしておきたい。農地改革は日本の歴史上、特筆すべき土地改革の一つである。第二次農地改革では、2年間で約200万町歩の小作地を国家が買収して、それを耕作者に売却することが計画された。その目的を達成するために、在村地主には非常に厳しい保有限度を定めるとともに、さらに不在地主、すなわちその市町村に居住していない者に対しては全く小作地の保有を認めないという決定を下したのである。

結果、2年間で250万の地主から田畑合計約180万町歩が買収され、ここに国有地の一部を管理替し、合計約200万町歩に達する農地が、耕作者420万世帯に売却された。戦前日本の地域社会において大きな力を持っていた地主層はこの改革を通じて経済的には解消させられた。この農地改革の性格は、通説的には二つの側面から把握できる。一つは、戦前の日本社会における蓄積を継承・発展させた面。つまり農民運動、農民組合などの結成と小作争議による小作料の低減要求、また1920年代以来の農政官僚たちによる小作料統制にむけた動きと戦時統制政策で決定的となる耕作者主義という日本社会内部で培われた文脈がなければ戦後の農地改革はありえなかった。もう一つは、これだけの改革を短日に遂行可能だったのは、占領軍の巨大な権力があつたからであるが、そこで目標とされたのが日本社会の占領目的である民主化と反共だったという面である。同じころ、戦後改革として、さまざまな改革が取り組まれるが、朝鮮戦争が勃発し、冷戦状態が社会を構造化していく中で「逆コース」と言われるかたちで変容を迫られるケースも少なくない。しかし、農地改革に関しては「逆コース」なき戦後改革だった。

1952年の農地法の制定、そして旧地主による農地改革違憲訴訟に対して、最高裁で合憲判決が1953年に下されたことによって、農地改革を通じて生み出された農地所有構造は定着し、その後の日本社会の基礎条件をかたちづかったのである。そこでは、農地を耕作者が所有することが「公共の福祉」という憲法的価値に基づいて擁護されたことが重要である。食料生産の基盤となる農地を耕作者として所有することは、単なる私有財産の所持にとどまらず、公共の福祉にかなうことが法的に承認された。そこから敷衍すれば、以下で議論していくさまざまな主

体による農地改革経験も、戦後日本における公共性とは何だったのかを考えることと結びついているのである。

I 第二次大戦直後＝人の移動と土地改革の時代～「住民移送」の視点から

農地改革は単に日本のみに実施された占領改革であっただけでなく、終戦直後の国際社会において、同時多発的に起こっていた土地改革の一つであった。野田公夫が指摘したように、第二次大戦直後とは〈土地改革の時代〉であり、そこでの形式的共通項とは小土地所有の散布であった⁶⁾。そして、この時代にはもう一つの特徴がある。それはこの時代が大規模な〈人の移動の時代〉だったという点である。近年、移民史研究はますます活況を呈し、人の移動が近代の歴史を叙述していくうえで不可欠であることは共通認識になりつつある。単に、定住から移動へと研究対象がシフトしたのではない。移動そのものの問題と、移動した人びとがいかにして移動先の社会に根づいていくのか、あるいは移動してきた元の社会とのつながりを保ち続けたのかなどの様々な問いを通じて、従来の「場所」に関する知見が根本的に問い直される変化が起きているのである⁷⁾。とするならば、かかる達成をふまえて、改めて土地問題と人の移動との関係を問い直すことには一定の価値があるだろう。

ここでの人の移動とは有史以来連続と続いてきた人の移動であると同時に、時代の個性を刻印された特別な意味を帯びたものである。東アジアにおける第二次世界大戦の終結とは、土地と人の移動の統制に巨大な影響力をふるった帝国日本が崩壊したことで、新たな国家形成の条件が現れ、多方向に人が移動した時代だった。一つの帝国が瓦解したことにより発生した移動を受け止めた諸地域で、新たな「ネーション」が構想されなければならなかった。日本にとってとりわけ大きな社会的インパクトを持ったのは、在外邦人の引揚げと、帝国の「内地」に居住していた植民地出身者等の帰還の問題だった。これらの問題をめぐっては、既に個々別々に研究が蓄積されており、政策の形成過程もかなり明らかになってきている。日本人の引揚げに関しては、当初日本政府は在外邦人に対しては「現地定着方針」、つまり中国の東北部なら東北部で、日本人はそのまま現地にとどまるようにという方針をとっていたが、アメリカの政策が転換することによって、ようやく全員引揚げの方向へ変化したことが解明されている⁸⁾。戦前に「外地」へ赴いた日本人が戦後に帰還することは自明なことではなく、同時代のさまざまな政治的決断の結果だったのである。

この人の移動と新たなナショナリズムの時代の共時性を、野田が農地改革についてそうしたように、戦後世界というより広い文脈で考える必要がある。その際、2015年に翻訳が出版されたマーク・マゾワの『国連と帝国』で取り上げられた「住民移送」政策（population transfer）は見通しを得るうえで重要な論点である⁹⁾。国際政治史を研究するマゾワは、第一次大戦後の欧州における民族自決を原則とした国民国家体制の確立が、同時にマイノリティ問題を各国が不可避的に抱え込むことになる画期であるとの認識を示す。その対策としてマイノリティを移送・交換するという方法が戦間期に模索され、戦後ヨーロッパに実現した過程とその意味を明らかにしている。

国民と国家の領土とが一致しているべきという理念に基づき、領土の中にいるマイノリティ

と他国にいる自国民マイノリティを交換し、お互いに均質で純粋な社会をつくる方策として住民移送政策が登場した起源は、1920年代、ローザンヌ条約に定められたギリシャトルコ間の住民交換だったとマゾワーは論じている。近年の研究からその歴史の一面をうかがえば、500万人の総人口に120万人の同胞＝戦後「難民」を受け入れたギリシャにおいては都市ではなく農村部における土地分配が重要な意味を持った。そこで目指されたのはマケドニアおよび西トラキアが政治的にだけでなく、民族的にもギリシャの土地となることであり、かかる政策の背景には農民を小所有者とすることで共産主義化を回避する狙いがあったとされる¹⁰⁾。難民の定着にあたって、移送されたトルコ住民の土地と家屋は受け入れの基盤となった。しかし当初はかろうじて自給による生存が可能な水準だったことや、土地の分配を求める近隣住民と難民とのあいだに軋轢も生じるなど、日本の経験を考察するうえでも参照すべき事項が多くある¹¹⁾。

住民移送は単に第一次大戦後の安定化策であっただけでなく、戦間期にも継続的に検討されていた。1930年代には、アメリカでもローズベルトの指示のもと、M計画(M Project)の名で日本の満州開拓も含めて世界各地への国際的な入植計画が研究されていたが、アメリカ政府自身によっては具体化に至らなかった¹²⁾。それでは住民移送政策はなぜ戦後になって現実味を帯び、必要とされたか。その原因はナチスドイツ対策への反省にあった。ナチスドイツが国内マイノリティであるユダヤ人を絶滅させる政策を採用したときに、国際秩序の側が有効な介入をなし得なかったところから、そうした逸脱に対する一つの実現可能な策として、マイノリティ住民を国外へあらかじめ「移送」する方向が選択されたという結論は東アジアの視点からすると斬新に聞こえる。

戦後世界は、今日も持続している国際連合の誕生とともに始まっており、そこで示された「世界人権宣言」の理念は、マイノリティの権利の発展と結びついていると思われがちであるが、実はそれだけではなかった。国際法に基づいて国家内のマイノリティを保護するという理念の挫折から、マイノリティを事前に移動させることが戦後国際秩序の出発点にあったという主張は衝撃的ではある。

この観点からアジアの歴史も再照射する必要があるのではなからうか。引揚げと送還という二地域間のプロセスを、住民交換という国民国家化のプロジェクトとして見直してみることで、日本と朝鮮・台湾やサハリン(樺太)の植民地支配関係だけではなく、中国と日本、あるいは沖縄と「本土」との住民交換なども射程に入ってくるであろう(同時に、各地における「残留」も)¹³⁾。無論、ヨーロッパを中心に構築された議論の枠組み自体が無前提に当てはまるものではなく、政策実現過程の実証も今後不可欠となってくるだろうが、それ以上に他地域の出来事との共時的関係が明らかになる有益性は否定できまい¹⁴⁾。

マゾワーが住民移送政策を研究した重要人物として参照しているE・クリッシャーとJ・シェクトマンの著作に依拠しつつ、同時代の住民移送の具体的な事例をあげてみよう。1945年、ドイツ降伏後のポツダム会談では、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーからのドイツ人のドイツへの移送が合意された。その後、1947年7月までに約950万人のドイツ人が縮減したドイツの地に帰還している¹⁵⁾。かかるドイツ人の領土からの「追放」と、新たな国土における入植政策も含めた土地改革は密接に結びついていた¹⁶⁾。旧ドイツ領ポーランドでは旧ドイツ人財産である400万ヘクタールの土地が、「農村過剰人口」であった旧ポーランド領からの入植

者に分配された¹⁷⁾。また逆に東ドイツの側においても「被追放民」あるいは「移住民」と呼ばれる難民たちの受け入れと土地改革には密接な関連があった（次章でも言及する）¹⁸⁾。

アジアにおける住民移送を対象としたシェクトマンの研究は、——近年、国際政治を学ぶ学生はアジアにもマイノリティ問題が存在することを知っている、という書き出しが当時のヨーロッパのアジア認識の一端を示しており興味深い——アラブ世界におけるアラブ人と、ユダヤ人の間の住民交換を対象としている¹⁹⁾。またインドーパキスタン間の住民交換政策も彼は例示しているが、大規模な人の移動＝住民交換と定着政策という過程が、戦後社会の始まりにおいて各地で見られたということ、そして、この1948年および1949年になされた国家の「分割」が今なお各地における不安定化の要因となっているかを考える時、戦後東アジアにおける歴史経験を狭い意味での「日本史」の視座だけで理解すべきでないことが改めて明らかになってくるだろう。

以上に一瞥した共時性を前提として、改めて農地改革と人の移動とが交差する三つの局面を取り上げ、そこで生じたネーションをめぐる問題について検討したい。一つは引揚者と農地改革の関係、次に、日本「内地」に暮らしていた植民地出身者、とりわけ在日朝鮮人と農地改革の関係、そして最後に、在外邦人、とくにハワイの人々の反応に着目することを通じて、日本国内にいなかった人びとと農地改革の関係を考察する。

Ⅱ 新たな周縁の生成——引揚者と農地改革

帝国の崩壊後、生活の基盤が根底から揺らいだ在外邦人の多くが帰還してくる。当時、軍人として動員されていた者、民間人として外地に赴いていた者、合計約660万人以上が引揚げてくることになった。軍隊に所属していた人びとの場合、ポツダム宣言においてその処遇が決められていたが、民間人の場合はそうではなかった。それらの人びとの処遇は未確定の問題だったのであり、この留保された期間に収容所で多くの人が命を落としている。

日本に帰還した人は、どのように「日常」に復帰したのだろうか。農村に残されている資料を見ると、復員した人の大半は農業に就業している。もちろん、もともと基幹的な労働力だった人びとについては、強制力に基づく徴兵から復員すれば、家業である農業に戻っていくのは当然であるが、それ以上に多くの人を農村が、より細かく言えば、国家に対する私的領域であるそれぞれの家族が受け止めていた。

中でも、生活の拠点を海外に移していた人びとの場合、より事態は深刻であった。敗戦直後から引揚げは急速に進んでいくが、満州引揚者の場合には日本政府の現地定着方針などもあり、本格的な引揚げが実施されるのは敗戦の翌年、1946年の春ごろからになる。これらの人びとは、農地改革においてどのように処遇されたのだろうか。耕作者主義をとる日本農地改革において、引揚者の農村定着が問題となるのは、もともと日本に農地を所有していた人の場合のみである。渡航の際に財産を処分していった人も少なくはないのだが、仮にその人が土地を持っていて、他人に耕作させていた場合には、不在地主として扱われることになる。引揚げてきたとしても、不在者として扱われる。というのは、農地改革における在村か不在かの区別というものは、改革が指示された時点で、その農地を耕作していたかどうかにより判断されるので、その時点で



図1 小作地取り上げ① 出典：『農地改革』1947年
(国立公文書館デジタルアーカイブ)



図2 小作地取り上げ② 出典：堀尾勉作，和田義造画『小作拳法』1947年
(国立公文書館デジタルアーカイブ)

帰ってこられなかった人は、仮にその遅延が政府方針によるものであったにせよ原則的には考慮の対象から外れるのである。

引揚者が所有地の返還を求めた場合には、小作地引き上げとなる。小作地引き上げは、農地改革の初期には頻繁に問題化しており、農地改革を免れようとする地主の悪行の典型とされていた。農地改革の宣伝のために作成された紙芝居に描かれた不在地主の像を取り上げてみよう(図1, 2)。改革の当時、農林省では紙芝居を作成して、各地の農村を巡回して農地改革がいかに必要かを宣伝し、啓蒙を図っていた。そこで小作地引き上げはどのように描かれているだろうか？ここで、土地を引っ張って持ち逃げしようとしているのが不在地主である。禿げているというステレオタイプも興味深いが、小作地引き上げは、力ある地主が弱い小作から土地を取り上げるものとして理解されていた(そういう行動があったことも事実である)。敗戦後、地主

に引き上げられた土地は全小作地の4%に相当する9万町歩弱にのぼり、農地委員会が組織された後も違法な事例が頻発した²⁰⁾。それら地主の動きに対し、戦後急激な勢いで組織化された農民組合の抵抗があった。組合組織に基づく実力の存在がなければ、農村における大地主の力は、さまざまな形で行使できるため、農地改革が現実化するのも難しかったかもしれない。

しかし、ここで着目したいのは巨大な威信を持った大地主ではなく、中小の引揚地主である。引揚者で地主だった人の土地が買収対象となった際、生きていくために必要な土地を返してほしいということを農地委員会に対して「異議」として申し立てなければ、その姿はあらわれてこない。農地委員会に申請された全国総計約18万件の異議のうち、約9000件（5%）が引揚げを理由としたものであった²¹⁾。数百万人の人間が帰還し（数十万世帯に当たるだろう）、そのうちどれぐらいの人がふるさとに土地を持っていたかは知ることができないが、異議を申し立てたのはごく一部であるといえる。彼らの異議申し立ては、どの程度認められたのだろうか。それらは完全に拒否されたわけではない。個々の農地委員会の判断で、農地の買収、非買収が決まる余地は制度的に残されており、法の条文に照らし合わせて、小作地引き上げを認めるべきだという判断をした場合もあった。その数はおよそ半数だったとされている。

この数の多少を評価するのは困難であるが、全体としてみれば土地分配の恩恵に引揚者が直接的にあずかることはなく、むしろ逆であった²²⁾。とくに引揚満洲開拓農民の少なくない部分が、引揚げ後、再び開拓者として各地に赴かざるを得なかった²³⁾。農地改革とほぼ同時期に取り組まれた戦後開拓として、敗戦直後から国内各地の未墾地（民有地や旧軍用地も含めて）を開拓するために、開拓者を送り込む政策が大規模に実施された。開拓用地として国有地だけでは不足したので、民有未墾地を解放させるためには、第二次農地改革の枠組みがなければならなかった。そして、その入植者には一定の引揚者が含まれていた。既存の耕地についての定着が困難な代わりに、未墾地を一旦国有化し分割することで、流動化した人びとの一部を受け止めたのである。1950年の時点で、引揚満洲開拓農民の約4割が、戦後再入植を遂げていたとされる²⁴⁾。異議申し立てに対して、許可率が最も高い地域の一つである長野県でさえ多数の戦後開拓者が存在したし、そこでは県の補助による「分村移民」すら実施されていたのである²⁵⁾。

多くの人びとがいったんは農村に帰還するが、そこで（自立的なかたちで）定着できたわけではなく、戦後開拓者として再度故郷を離れた。正確な人数の統計がないために推計になるが、1965年、戦後20年の時点までに約80万人が開拓者として各地に入植していったのである（ただし離農者も相当あった）。さもなければ家庭の中にとどまり「過剰人口」とされる困難な状態が高度成長期まで持続することになる。あるいは、農村以外では、都市部の引揚者収容施設での暮らしが1960年代ごろまで続いている。京都で最大の引揚者施設（高野川寮）は戦後、20年間にわたって維持されていた²⁶⁾。1950年代から高度成長期も本格化した1960年代末にかけて引揚者のみを収容する施設は整理・再編され、公営住宅へとその姿を変えていった²⁷⁾。こうして引揚げは農地改革下の開拓政策と部分的に結びつき、新たな「農村」、戦後日本の「周縁」を作り出したのである。

農地改革と戦後開拓を通じて、引揚者は土地を没収されると同時に、別の新たな土地を配分される、両面の経験をしている。農地改革を通じて新領土や追放者の財産を分配することによって新たな民族的統合を遂行したポーランドと対比すると²⁸⁾、「日本人引揚者」においては単純な

統合ではなく、改革による既存の財産の喪失という負の面が存在し、その存在が不可視化されるより他なかったのではないだろうか。また、もともとの土地所有者であるかどうかはもとより、農業経験者であるかどうかも農地改革の受益者になるにあたり不問とされ、既存の土地所有体系を抜本的に変革した東ドイツにおける農地改革の事例と対比すれば、日本農地改革の場合の「難民」収容は「家」の努力に依存した部分はかなり大きく、土地の分配については最低限の整備すら十分になされていない「未墾地」を充てるのみであった点が際立つ。

もう一つの大きな人の流れである、日本から帰還していった旧植民地出身者たちの故郷であるところの朝鮮半島ではどうだったのだろうか。韓国の農地改革の歴史を整理した研究書によれば、解放後、「越南農民」すなわち北部から南部に移動した農民と、それから「海外帰還農民」が経済停滞によって農村に滞留していたという²⁹⁾。それにより農家の戸数が非常に増加したことが指摘されている。ところが、韓国農地改革において土地の分配を受けた約163万戸のうち、海外帰還農家は1,249戸、つまり0.1%にも満たなかったとの指摘が同じ研究でなされている³⁰⁾。強制連行労働者も含め百数十万人が帰還し、その少なからぬ部分が農家出身だったと思われるが、いかにして彼らは戦後の朝鮮半島社会に定着したのだろうか。移動のインパクトを受け止めるうえでの韓国農地改革の意味については、今後の研究がまたれるところである。

Ⅲ 新たな定着——在日朝鮮人農民

今、朝鮮半島へ帰還した人びとに触れたことにつなげて、日本の農村にいた朝鮮人農民の存在を取りあげたい。あまり知られていないことであるが、戦前において農業への在日朝鮮人の関わりは、決して例外的なことではなかった。これらの人びとにとって、「耕作者主義」を採る農地改革はどのように機能したのだろうか。

農村における在日朝鮮人の動向を統計から見てみたい。1915年に110人だった在日朝鮮人の農業関係就業者が、1942年になると1万8,530人まで増加している³¹⁾。ただ、これはあくまで傾向であって、実際の数を示すものではない。農業労働は季節性が強く、農繁期にピークを迎えて、農閑期には減っていくため、これはあくまで増加した傾向を示す数値だと理解するべきである³²⁾。

就業者全体の構成から見ると、1930年の国勢調査をもとに整理した統計を参照すれば、農林業従業者の比率は、7.7%にも達している³³⁾。鉱業部門よりも多くの人が農業にたずさわっていた。このほとんどは農家に住み込みで働く作男である。また林業の分野に関連が深い炭焼きも多かった。農家での雇用形態は、やはり雇用労働力を必要とするだけの大規模な経営であった。あるいは果樹のように、短期間に集中的に労働力が要る場合だった。

こうした農業労働者としての定着状況が大きく変わっていくのは戦時期である。1937年以降に日中戦争が全面化していく時期に兵力動員、労働動員によって、農家／農村から労働力が漸減していった。当時、より良い賃金を求めて主たる働き手が工場に働きに出た農家のことを「職工農家」と言ったり、自家用の米だけを生産する「飯米農家」と言ったりしたが、起きていたのは兼業農家の激増＝専業農家の激減と耕作放棄地の増大である。こうした状況を背景に、それまで農業労働者として雇われていた人の中から、地主と信頼関係を築いた人が、小作農民に

なっていく。離農した人の家を借りる場合もあったが、住宅を所有する人もあった。しかし、その家屋は植民地支配下の朝鮮に見られた「藁葺の粗末なものを普通とする」状態だったようである³⁴⁾。

農業労働者として務める期間は、基本的には地主の指揮監督のもとで労働するが、小作になると自分で農業を経営し、その収益から地代を支払うことになる。このように土地を借りて、農業経営者として日本に根づいていく人は、高い経営能力を持っていたことが推察される。戦時下において食糧統制が厳しくなる中、「内地」に居住し重労働に従事する在日朝鮮人にとって配給以外の食糧確保は重要な意味を持っていただろう。この傾向は敗戦時まで続き、とくに戦時末期の1944年以後に加速している。

しかし、敗戦直後に、大半の在日朝鮮人の人たちは帰国するか、あるいは都市部に移動していくことになる。複数の資料から、農村にいた人が身の危険を強く感じていたことがわかる。都市部の集住地に集まるほうが、数世帯や、あるいは一家族だけで散在しながら農村部にいるよりは安全だと判断され都市部に集まっていったのであろう、農村に居住した人の数は、激増していた戦時末期からすると格段に減少した。所有していた土地を手放した農民もある³⁵⁾。

しかし、それも全員ではなく、農村にとどまった人も存在する³⁶⁾。小作農民であった人びとは農地改革の対象になり、農地を買う権利を持つ耕作者となったのである。改めて確認すれば農地改革の方針で一貫していたのは、耕作者主義である。誰が耕作していたかだけが問題であり、民族や国籍は、基本的に問わない。そのときに、その土地を耕した人が、その土地を所有する権利があるとして改革がなされている。このとき、さまざまな疑義が改革現場の農村に生じていた。本当に売却してよいかという照会が、農林省に数多く寄せられている。それに対して農林省は逐一許可すると返答する様子が『農地改革執務月報』に記されている。

しかし旧植民地出身者が農村にあっては圧倒的な少数者であったことを考えると、行政上の正規の手続きを経て照会が上げられる以前に、「売却不可」として押し切られた場合も多かったであろう。この当時の在日朝鮮人の民族団体の資料を読んでいると「農地を売ることはできないという役人の発言があった」であるとか、「団体をつくって交渉して、ようやく土地を得ることができた」といった報告がなされている（『解放新聞』1949年4月9日）。小作地引き上げもあったのではなからうか。いかに制度が整ったとしても、それを実際に運用して定着していく過程では、さまざまな困難がつきまとっていた。

しかしながら、この戦後改革を通じて、戦前とはまた違う土地と人との結びつき方が生まれたのも事実である。滋賀県では干拓地8ヘクタールを獲得し、農地委員会を組織しているとの報道がある（『解放新聞』1949年1月9日）。同記事によると食糧供出も積極的に行っているということであり、敗戦直後の食料状況の改善に寄与していた可能性もある。大阪府三島郡でも15ヘクタールの土地に40戸の農家が農業実行組合を組織していたとのことである（『解放新聞』1949年9月1日）。戦前にも自作農になる者は存在したが、その数は極めて限られていた。北海道を除く日本の「内地」では、ほとんど自作農化する人は見られなかった。それが戦後の農地改革を経て一定の数が出てきたのである。戦前の植民地支配は終結し、引揚げ・送還という住民移送政策を通じて民族的に均質な「国民」国家が建設されてゆくさなかに、人びとが生き延びるための食の生産という労働を通じて、戦前とはまた異なる人と土地との結びつきが生まれ

ていたのである。

Ⅳ 断ち切られた結びつき——在外邦人地主にとっての農地改革

最後に、農地改革において「不在地主」として扱われることに対して、海外から異議を申し立てた人たちがいたことを見ておきたい。アジア各地の残留者ではなく、アメリカのカリフォルニアやハワイ等、アジア以外にいた在外邦人たちである。

周知のとおり、日系人、在米日系人の研究は分厚い蓄積を持っており、そこでは移民一世から二世、三世と、世代が継承されていく中で、日本人から日系人へとアイデンティティが遷移していくプロセスが、多面的に検討され、北米においては強制収容の歴史が決定的なものとして議論されてきた。ここで既存の研究につけ加えたいのは、「故郷」との土地所有を通じた関係は戦後どのように変化したかということである。

土地を持つということは、伝統的な家産の中核として重要な意味をもっただけでなく、また個人のライフコースにとっても大きな意義を持った。この当時、福祉制度はあったとしても萌芽的に存在するにすぎず、老後の生活の支えとして、家族内の扶助や貯蓄、または基本的に農地で自家の必要とする分を生産することが必要であった。そういう意味で、隠居した後に耕す土地を確保することは、農村につながりを持つ人びとにとって、いわば自分自身の生存可能性に直結する重要な意味を帯び続けていたのである。単なる家父長制イデオロギーや市場経済的な要請によるだけでなく、生きていくための土地への需要があった面も見落としてはならない。

アメリカにいた日本人たちに農地改革はどのように理解されたか。当初農地改革が報道されたときは、祖国民主化として、つまり歓迎すべきこととして報じられていた。ところが、実は移民の所有する土地も全て買収される可能性が判明したときに、農地改革に対する驚きと怒りを帯びた異議申し立てが、ハワイおよびカリフォルニアで盛んになってくる。戦争が終結し、将来の帰国も可能になりつつあった矢先、管理された国境を超えた先にある故郷での定住可能性が大きく揺らいだのである。そこであげられた声はさまざまである。自分たちを不在地主扱いにして除外するのはおかしいから、改革から除外すべきである、いずれ日本に帰るつもりはあるのだし、そもそも戦中には帰る可能性というのは非常に制限されていたし、今だって自由に行き来ができるわけではない、何かあったらすぐ帰るつもりだったのだから、それまで買収は待ってくれ等、様々なかたちで自分たちを農地改革の対象にするのは誤りであるという主張がなされた。

実際、改革の過程では、敵国人財産処分の動向とも重なり、移民の土地をどうするかという問題はしばらく未決定のまま留保されていた。当初、移民の土地を買収するかどうかの判断基準は、第一段階として日本国籍を持っているか、持っていないかによるとされた。日本国籍しか持っていない人は、完全な不在地主として、日本人と同じように扱い、連合国、アメリカの国籍を持っている二世の土地に関しては、連合国、戦勝国の国民が持っている財産を処分することができないという理由で留保するということである。最終的にはどの国籍を保持しているかが全て買収することに決定するのだが、その過程では多様な意思表示がなされているのでその動向を見たい。

先に刊行した単著ではカリフォルニアの事例を取り上げたので、本稿では明治初年以來の移民の伝統があるハワイにおいて、どのようにこの不在地主問題が取り扱われていたかを検討してみたい。紙面の動向を見る限り、「恐らく数千名」の不在地主がいたとされるハワイの場合は、1948年後半、すなわち改革が終盤にさしかかってきたところに非常に報道が多くなってくる³⁷⁾。カリフォルニアでは1947年ごろに一番運動が激しいが、ハワイの場合はそれより少し遅い。日本においては岡晴夫の歌う「憧れのハワイ航路」がヒットしていた時代である（歌は1948年、同名の映画は1950年に公開）。

買収対象から除外されるために、当初から個人的な努力、つまり故郷の農地委員会への働きかけが行われていたが、それに加えて商工会議所、後には、難民救済委員会等も代表となって、祖国の政府、また団体・機関に働きかけていく交渉がなされていた³⁸⁾。

結果的に見れば、これらの交渉は功を奏さなかった。海外にいる日本人の所有権は、農地改革において認められることはなく、一律に不在地主として扱われた。1949年1月22日の『布哇報知』新聞には、「布哇の不在地主五名、農地買収の除外を受く 広島県の農地委員会が通告」と題した記事が掲載されているが、これは農地法第4条に該当したケース、すなわち家族が故郷にいたことを意味する。家族が農地と同一市町村の中に住んでいた場合、土地の名義人本人は不在でも家族がいるので除外するとして不在地主扱いを免れたケースに当たる。

一連の農地改革に対応する動きの中で目を引くのは、二世の日本国籍の離脱という動きがハワイでも存在したことである。先に見たように、買収はまず日本国籍所持者を対象としたことよって、あたかも日本国籍を持っていなければ買収を免れられるかのような認識が広がり、国籍離脱希望者がでた。実際、ハワイでは、広島市長濱井信三から国籍離脱申請者は農地買収から除外するとの告示が届いたとの報道もなされていた³⁹⁾。ここでの二世の財産とは、滞在が長期になり家産として蓄積がなされたものと、戦時中に敵国人財産として没収されるのを警戒した一世から財産を譲り受けたものとの両方があるだろう⁴⁰⁾。同新聞では、東京にあった在外同胞対策委員会からの書簡を紹介する形で、ハワイ出生二世の日本籍離脱手続について説明されている。この書簡では「不在地主農地問題等に関連して在米洲二世の日本国籍離脱手続き問合がありますので法務庁其他につき打合せた処、次の通りです」と明記されている。同じことがカリフォルニアでも言われていたが、ハワイの新聞は、より大きく、詳細に国籍離脱の手続を取り上げている⁴¹⁾。

ここでハワイ在住の日本人移民たちの一部に見られる動きは、国籍と土地とのつながり、移民と故郷とのつながりを考える上で、重要な論点を含んでいる。彼らが日本籍を離脱するのは、日本にある自分の（家の）土地を守るためである。日本の故郷に存在する自分の土地を国家に買収されないために、自分が日本国籍を捨てるのであり、（第一義的には）アメリカに統合されたからではない。実際には連合国国籍保持者の農地も、最終的には買収するので、仮にここで日本籍を離脱できたとしても、農地改革の対象に含まれることとなった。しかし、改革の途上で、自分と故郷の関係において大きな要素を占めていた土地問題に関して、かかる動きがあったことを確認しておきたい。

移民、とりわけ故郷に土地を所有している人にとって、農地改革とは、一つの大きな紐帯が切断されることを意味した。言うまでもなく、それで全てのつながりが絶たれたわけではない。

土地の買収に批判があるとしても難民救済物資の援助をしないことがあってはならないとの呼びかけも新聞紙上でなされている（『布哇報知』1948年11月20日）。戦後も脈々と故郷に支援をするなどの交流は続いていた。だが近代を生きた日本人にとっての土地の重みということを考えてとき、この農地改革と海外に暮らした移民たちとの関係は無視してはいけない過程ではないだろうか。

カリフォルニアやハワイといった地域と異なり、農地改革への異議申し立てがほとんど表立っては現れなかったブラジルにおいても複雑な感情があったのは確かである⁴²⁾。ブラジルの移民知識人の一人、清谷益次は自伝のなかでこのように述べている。

今から十年前の郷里訪問の際〔引用者注：1970年頃か〕、私は自分の生家の土地が、戦後の「不在地主土地強制買上げ」という“理不尽”な処置によって、一家のブラジル移住に際して小作人として置いていた者の手に渡っていることに対する屈折した気持ちから、その前方の道を何度も徘徊しながら遂に生家に立ち寄ることができず、Y.K.の家の古びた大黒柱や戸袋、上り縁の板に手触れて、生家のあれこれに想いをつなげたのだった。⁴³⁾

清谷にあっては、農地改革という本旨は消え去り、ただの土地強制買上げとしか書きようのないものだったかのようなのである。清谷にはこのほか、おそらくは改革のさなかに詠んだ短歌として、「不在地主 土地強制買上げ」といえば 我らすでに 生まれし家も土地もなきなり」「二十年国の歩みの外に在りしわれらなり 土地失うとも何をか言い得む」というものもある⁴⁴⁾。戦後改革により創り出された新しい人と土地との結びつきがあれば、その傍らには故郷の村を訪問しながらも生家の付近を逡巡しながら歩き回る移民の姿がある。1965年、農地改革において一畝以上の土地を買収された地主に対する補償としていわゆる「農地報償法」が成立するが、そこでも1965年1月1日時点で日本国籍を有しない者は補償から除外された⁴⁵⁾。

ここで移民たちが引き剥がされた故郷の土地は、出発前に持っていた土地だけではなく、移住先での労働の成果として購入した場合もあるだろう。このことを考えると、移民はどの程度故郷の土地を買うのだろうかという点に当然関心が行く。しばしば移民史研究は、移民の定着過程を論じる上で、移住先現地での土地所有を問題にする傾向があるが、移民たちがいつか故郷に帰ることを展望していたのであれば、条件が許せば故郷の土地を購入するのも自然なことではなかろうか。1957年に初版が出版された朴在一による書籍『在日朝鮮人に関する総合調査研究』に、在日朝鮮人と「祖国」の土地問題について次のような主張がなされている⁴⁶⁾。

在日朝鮮人問題の解決は朝鮮問題の解決を前提としなくては解決しない。而して朝鮮問題の解決により在日朝鮮人問題を解決する為には一つの前提を必要とする。それは南朝鮮に於ける土地改革である。多くの在日朝鮮人が金を蓄めて買うのは、日本での住居でもなければ店舗でもなく南朝鮮の田地であることは戦前も戦後も変わりはない。（中略）南朝鮮に於ける耕者有田の土地改革のみが在日朝鮮人問題を根本的に解決するのである。（傍点は引用者）⁴⁷⁾

ここで注目すべきは、「移民」たちが金を蓄積して購入するのは故郷の土地だという指摘である。これは当然、第三章で取り上げた在日朝鮮人農民の行動にも、そして翻ってみれば、第二章で取り上げた引揚者、すなわち戦前においては植民者であった人たちの経済活動とも連関する人のあり方が見られるのである。

おわりに

地域とは多くの人の移動と定住が交差する場である。各地域では体制の持続を前提として人びとがさまざまな経済的・社会的活動を行うが、そこで土地を所有することには、どのような意味があったのか。戦後においてはどうだったのか。本稿では私的な所有のみを取り上げているが、共同所有はどうか。解明しなければいけないことは数多く残されている。

今回取り上げたのは、多様な課題のうち自分が学びえた三つである。ほかにも民族的少数者が農地改革という土地改革に直面したときには固有の問題が生まれている。例えば、北海道における先住民族であるアイヌ民族の土地は、農地改革の中でいかに処理されたのか。この点についても研究が進められており、ここで取り上げた問題とつながっている⁴⁸⁾。

戦後における人の受け皿として戦後開拓は重要な役割を果たしているが、それが達成できたのは未墾地解放が第二次農地改革に組み込まれたからである。第二次農地改革がなければ、戦後開拓はこれほど大規模には展開しえなかった。それとは逆に、農地改革が徹底した耕作者主義をとりえたのはどの程度戦後開拓と関係したといえるのか。ヨーロッパとの比較の中から新たな課題がうかびあがってきた日本農地改革・戦後開拓研究の余地はまだ残されている。本稿はそのことをとくに住民移送との関係で示した。

本稿における筆者の主張は、戦後の混乱期にはいろいろなことがあったという一般論では全くない。過去を振り返るときに、階級や村落という問題に傾斜して歴史を叙述してきた段階から、さまざまな角度を多面的に組み合わせる必要があるという主張であり、とりわけここでの私の提起は、人の移動という視点から考えれば、従来像とはまた異なる社会的意味が明らかになるというものである。その過程では、新たな結びつきの形成だけでなく、既存の関係の切断があった。それを端的に示すのが在外邦人の経験である。19世紀の後半以後に生まれた国境を越える土地所有を媒介とした結びつきは改革を通じて切断された。社会における共同性の一面である、ある土地に人がどのように結びつくかは、戦後日本において、民族と土地が一致するという一国＝一民族のナショナリズムの理念が貫徹したのではなく、個別の場における労働という営みに沿うかたちで培われてきたのだ。そして、戦後に生まれたその基礎条件は、集団化やアグリビジネスによる経営の展開ではなく「家族」を中心とした道を歩み続けた。そこでは当然、家族のあり方自体が新たな「移動」とともに変容していくのである⁴⁹⁾。

いま一度、現在の視点から歴史を振り返って、その当時存在したつながりを見直すこと。新たにこの社会が育んできたつながりの実態を見るのが本稿の基層にある目的であった。そのようにして戦後日本社会の歩みを検討してゆくことが、土地所有、ひいては定着をめぐる引き起こされる人種差別的な誤謬に抗して、批判的な歴史研究が果たすことができる一つの道ではないかと考えている。

平等を重んじる文脈において、近世身分制社会からの飛躍を成し遂げたナショナリズムの意義は歴史上重要かもしれないが、他方でそれが近代化の過程で、目標から前提へ、あるいは本質へと容易に転嫁されてしまう危険性は無視できない。それでは、不在者も含めて「混み合った場所」であった私たちの日常生活の実相が覆い隠され、戦後像が誤ったものにされてしまう。越境する所有と労働、なによりもそこに生きたひとりひとりの人と、その取り結ぶ共同性の視点から戦後史をとらえる試みが引き受けるべき課題は多い。

後記：本稿は、2015年10月における立命館土曜講座の報告を基調としつつ、その後の調査を踏まえて加筆と修正を加えたものである。議論の全体像としては著書『「他者」たちの農業史』（京都大学学術出版会、2014年）を参照してほしい。

注

- 1) 本講演は、著書『「他者」たちの農業史』京都大学学術出版会、2014年の内容を基礎としている。また関心を共有する研究として道場親信「「復興日本」の境界」中野敏男ほか編『沖縄の占領と日本の復興』青弓社、2006年をあげておきたい。
- 2) 研究所による成果として飯田市歴史研究所編『飯田市歴史研究所年報13 記憶と経験を語り継ぐこと』飯田市教育委員会、2015年。飯田市歴史研究所編『戦争と養蚕の時代を語る（オーラルヒストリー2）』飯田市歴史研究所、2016年3月などがある。また、地域の放送局である飯田ケーブルテレビによる取り組みとして、戦争体験者の証言を記録する『いま伝えたい記憶～戦争体験を語る』が製作されている。
- 3) 内地雑居をめぐる議論の最近の研究として塩出浩之『越境者の政治史』名古屋大学出版、2015年、第2章を参照。
- 4) ここで「領土」論は議論から除外しているが、国境地域の土地が私的に所有されている場合など部分的に重なる場合もあるであろう。
- 5) ポラニー、カール（吉沢英成ほか訳）『大転換』東洋経済新報社、1975年、p.243。
- 6) 野田公夫の一連の研究を参照。野田公夫「農地改革の比較史的意義」『農林業問題研究』26巻3号、1990年、同「第二次世界大戦後「土地改革の時代」と日本農地改革」（歴史と方法編集委員会編『歴史と方法2』青木書店、1998年）、「戦後土地改革と現代」『年報日本現代史』（4号、1998年）、「世界農業類型と日本農業」（『at』6号、2006年）。
- 7) 伊豫谷登士翁「「移民研究」の課題とは何か」同編『移動という経験』有信堂、2013年。
- 8) 加藤聖文「大日本帝国の崩壊と残留日本人引揚問題」増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年。
- 9) マゾワー、マーク（池田年穂訳）『国連と帝国』慶應義塾大学出版会、2015年（Mark Mazower, *No Enchanted Palace: The End of Empire and the Ideological Origins of the United Nations*, Princeton University Press, 2009）。
- 10) Kontogiorgi, Elisabeth “Economic Consequences following Refugee Settlement in Greek Macedonia, 1923-1932”, Renee Hirschon ed. “*Crossing the Aegean*”, Berghahn Books, 2004[paperback], p.65.
- 11) 前掲 Kontogiorgi, p.63, p.66.
- 12) Field, Henry “*M project for FDR: Studies in Migration and Settlement*” Ann Arbor, 1962.
- 13) 近年活発化する権太研究であるが、特に残留日本人について中山大将「サハリン残留日本人—樺太・サハリンからみる東アジアの国民帝国と国民国家そして家族」蘭信三編著『帝国以後の人の移動—ポストコロニアルとグローバリズムの交錯点』勉誠出版、2013年を参照。また、日本人が引揚げた後のサハリンにはロシア人入植者があった。その他、土井智義の研究（「奄美返還時における在沖奄美住民の

- 地位問題に関するノート』『沖縄県公文書館研究紀要』17号, 2015年)も関連している。
- 14) ヨーロッパとの違いとして、日本の引揚げを研究したロリ・ワットは欧州の場合1943年段階から連合国側が the Relief and Rehabilitation Administration を組織していたことを挙げている (Watt, Lori “When empire comes home”, the Harvard University Asia Center, 2009, p.2.
 - 15) Kulischer, Eugene “Europe on the move” Columbia University Press, 1948, pp.282-286. ポーランドではドイツ人追放と同時にウクライナ人・ベラルーシ人も排除されたことにより、ポーランド人「単一民族国家」に限りなく近づいた(吉岡潤「ポーランド共産政権支配確立過程におけるウクライナ人問題」『スラヴ研究』48号, 2001年。同氏も住民交換と農地改革の関連性について指摘している。前掲 p.79)。追放は同時に残留を問題化する。チェコには約23万人のドイツ人が「好ましい市民」として残留した (Kulischer, p.283)。ソ連との国境地帯に関する近年の研究として、Gartell, Peter and Nick Baron “Warlands” Palgrave Macmillan, 2009.
 - 16) チェコの事例を中心として研究動向を整理した森下嘉之(「追放」と「入植」をめぐる研究の新展開)『歴史学研究』929号, 2015年)によれば、近年の「ドイツ人追放」をめぐる議論が、1990年代におけるユーゴ紛争を経て、民族浄化(Ethnic Cleansing)という資格から論じられているとのことである。かかる点は、近代国民国家成立以前から民族的な混雑状態があったヨーロッパと、もっぱら国境を超えた人の移動が近代に集中し、かつそれが植民地化と侵略の過程と並行した東アジアとの認識上の大きな相違点となるだろう。
 - 17) Kulischer 前掲書 p.290.
 - 18) 足立芳宏『東ドイツ農村の社会史』京都大学学術出版会, 2011年。同書にて指摘されているように、戦後のドイツ人の「故郷喪失」と難民統合については日本での研究も多いが(128頁)、本稿では主に土地問題との関係について取り上げたものを参照している。
 - 19) Schechtman, Joseph B. “Population Transfers in Asia” Hallsby Press, 1949.
 - 20) 岩本純明「戦後日本の「農地慣行」と「農地規範」」西田美昭, アン・ワズオ編『20世紀日本の農民と農村』東京大学出版会, 2006年, p.214.
 - 21) 本段落の記述は野田公夫「農地改革期小作地引上げの地域・階層・事由分析」『京大学生物資源経済研究』12号, 2007年を参照したものである。
 - 22) 引揚者は他の地主よりも小作地引き上げが容認されるケースが多かったとする研究がある。ドーア, R.P.『日本の農地改革』岩波書店, 1965年, p.130.
 - 23) 細谷亨は近刊の論文「戦時期における満洲分村移送出と母村の変容」『社会経済史学』80巻2号, 2014年で、引揚満洲開拓農民が親戚に貸与していた土地の返還を受け、母村に定着した事例を明らかにしている。また、細谷はかかる研究に基づき、筆者の研究は故郷に定住できなかった移民を強調していると批判している。細谷亨「安岡健一著『「他者」たちの農業史』」『村落社会研究ジャーナル』21巻2号, 2015年参照。
 - 24) 安岡『「他者」たちの農業史』, p.176.
 - 25) 安岡健一「「分村」の戦後史」『信濃』66巻10号, 2014年。
 - 26) 安岡健一「引揚者と戦後日本社会」『社会科学』104号, 2014年。
 - 27) こうして設立された公営住宅が、のちにいわゆる中国帰国者の受け皿となってゆくことも併せて考えるべきであろう。中国帰国者については蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版, 2009年。
 - 28) 注15でも言及した吉岡潤の論文「ポーランド「人民政権」の支配確立と民族的再編」『史林』80巻1号, 1997年を参照。
 - 29) 金聖昊ほか『農地改革史研究』韓国農村経済研究院, 1989年。
 - 30) 前掲書, p.1040.
 - 31) 安岡前掲書, p.70.
 - 32) 安岡前掲書, p.50.

- 33) 水野直樹, 文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店, 2015年, p.30.
- 34) 農政局農村総務室『昭和十九年十月 山口県下に於ける朝鮮人農業者の概況』パンフレット, 1944年カ。
- 35) 佐野眞一『あんぼん 孫正義伝』小学館, 2012年, p.129. 在日朝鮮人孫鐘慶が「人のものは返さんといかん」として小作地を返還したという逸話が子息への聞き取りを通じて紹介されている。
- 36) 『解放新聞』1949年9月9日では兵庫県揖保郡に散在する同胞に機関紙を配布する試みが紹介されている(「山間同胞互に解新巻一戸一枚」)。
- 37) 人数の推定は『布哇報知』1948年12月14日号の記事「農地問題に就て 日本ハワイ教会連絡部発」による。
- 38) 馬哇島日本難民救済会では、農地調整法対策委員が設置された(委員長:柴野利一)(『布哇報知』1948年10月15日)。
- 39) 『布哇報知』1948年10月7日によるが、原本となるはずの市長告示は未確認である。広島市長としての濱井の活動については西井麻里奈「遺骨から見る原爆死没者慰霊碑」『待兼山論叢』49号, 2015年がある。
- 40) 『布哇報知』1947年8月19日では、ハワイ在住日本人が「敵国人財産没収等」を恐れて、全財産を米国市民である息子に書き換え手続きをとったものが多くある、と指摘している。この記事は、そのように財産を受けた息子が戦死した結果、財産が嫁に移ることを問題として取り上げているものであり農地問題についての言及はないが、なぜ異国で生まれた二世の土地所有問題が大きくなるのかという疑問への一つの解ではないか。
- 41) 布哇島日本難民救済委員会でも1949年最初の会合では「二重国籍者の国籍離脱手続きに関し本会各委員は各自申込者の便宜を計る事」が協議された(『布哇報知』1949年2月25日)。その後も、農林省次官からの通達書を全文掲載するなど(同49年3月2日)、ハワイ在住の日本人にとってこの問題は小さくない問題であった。
- 42) なぜ、ブラジルにおいては日本農地改革への異議申し立てが顕在化しなかったのだろうか。いわゆる「勝負抗争」の最中であったにせよ、ブラジルでも日本の戦災復興支援の動きは存在した。ここには専制的な国家に移民として暮らしたブラジルの日本人の経験と、強制移住も含めて被抑圧的な立場に置かれつつも国家の成り立ちとしては個人の権利を重視するアメリカでの日本移民の経験との差異が働いているのかもしれない。
- 43) 清谷益次『遠い日々のこと』私家版, 1985年, p.192.
- 44) 清谷前掲書, p.408.
- 45) 「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律」第3条参照。
- 46) 本引用箇所は、鄭榮桓氏に書評会場でご教示いただいた。明記して感謝したい。
- 47) 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』新紀元社, 1957年, p.167.
- 48) 山口覚『出郷者たちの都市空間』ミネルヴァ書房, 2008年の第8章では兵庫県における沖縄出身者が経験した農地改革について研究している。
- 49) 筆者の近年の高齢者研究を参照(安岡健一「高度成長期地域社会における高齢化と家族の変容」『飯田市歴史研究所年報』12号, 2014年, 同「高度成長期地域社会における高齢者の研究―課題の提示と老人クラブ形成期の事例―」『農業史研究』50号, 2016年)。